

○厚生労働省告示第二百三十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年五月二十二日から適用する。

平成三十年五月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前							
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							(略)							
3096から 3099まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3096から 3099まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					なし	アルベカシン硫酸塩 ・ テイコブラニン ・ バンコマイシン塩酸 塩 (注射薬に限る。) ・ リネゾリド、ダ ブトマイシン、テジ ゾリドリン酸エステ ル、J045なし							なし	アルベカシン硫酸塩 ・ テイコブラニン ・ バンコマイシン塩酸 塩 (注射薬に限る。) ・ リネゾリド、ダ ブトマイシン、J045 なし
					あり	アルベカシン硫酸塩 ・ テイコブラニン ・ バンコマイシン塩酸 塩 (注射薬に限る。) ・ リネゾリド、ダ ブトマイシン、テジ ゾリドリン酸エステ ル、J045							あり	アルベカシン硫酸塩 ・ テイコブラニン ・ バンコマイシン塩酸 塩 (注射薬に限る。) ・ リネゾリド、ダ ブトマイシン、J045
(略)							(略)							
3242及び 3243	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3242及び 3243	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					なし	ウステキヌマブ、セ クキヌマブ、プロダ ルマブ、イクセキズ マブ、グセルクマブ インフリキシマブ アダリムマブなし							なし	ウステキヌマブ、セ クキヌマブ、プロダ ルマブ、イクセキズ マブ、インフリキシ マブ、アダリムマブ なし
					(略)	(略)							(略)	(略)
(略)							(略)							

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
25	パシレオチドパモ酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3483
26	ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1965から1967まで、1976、1977、1987及び1988
27	トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1965から1967まで、1976、1977、1987及び1988
28	ミガーラスタット塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3498から3503まで
29	テジゾリドリン酸エステル（当該薬剤（錠剤に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2458から2465まで、2467、2469から2471まで、2475から2477まで、2481から2485まで、3228、3229、3255から3260まで、3423から3432まで、3441から3444まで、4290及び4291
	テジゾリドリン酸エステル（当該薬剤（注射薬に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2458から2465まで、2467、2469から2473まで、2475から2477まで、2479、2481から2485まで、3228、3229、3255から3260まで、3423から3444まで、4290及び4291

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)

30	<u>コンドリアーゼ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3128から3131まで	(新設)	(新設)	(新設)
31	<u>シロリムス（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3245から3247まで	(新設)	(新設)	(新設)